

# 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護重要事項説明書

[令和 6 年 6 月 1 日現在]

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団愛友会
代表者（役職・氏名）	理事長 中村 康彦
所在地	〒362-0075 埼玉県上尾市柏座1-10-10
電話番号	048-773-1111
法人の設立年月日	昭和41年 1月 6日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### （1）事業所の名称等

名称	上尾中央訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1161690023
所在地	〒362-0075 埼玉県上尾市柏座1-10-3-15-102・103
電話番号	048-776-2922
FAX番号	048-776-2962
通常の事業実施地域	上尾市、桶川市、さいたま市北区、さいたま市西区

### （2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (日曜日・国民の休日・12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	8時30分から17時30分まで (土曜日は8時30分から12時30分まで)

### （3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者（兼務）	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
保健師 看護師	・保健師・看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたります。	常 勤 6人
理学療法士 作業療法士	・理学療法士・作業療法士は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたります。	常 勤 3人

### 3 基本利用料を除く、その他の費用など

#### (1) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急御連絡ください。

利用日の前日17時30分までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	基本料金の100%の額
連絡がなかった場合	基本料金の100%の額

#### (2) 基準に適合し届け出ている加算事項など

適用保険	事項	要件など	利用料
介護	サービス提供体制加算(I)	看護職員の勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上・研修の実施など	6単位/回
介護・医療	生活保護	生活保護対象の方	基本利用料の利用者負担分の費用が助成されません。
介護・医療	特定疾病医療給付事業	埼玉県が定める疾病で、特定疾患受給者証を有する方	
介護・医療	被爆者一般医療機関	原子爆弾被爆者の方	
医療	労災保険指定訪問看護事業者	労災医療対象の方	
医療	上尾市重度心身障害者医療	上尾市重度心身障害者医療費受給者証を有する方	

#### (3) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

### 4 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

#### (1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者あてにお届けします。

#### (2) 支払い方法等

- ① 請求月の28日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
  - ・ 利用者が指定する口座からの自動振替（毎月28日）  
※振替日が土日祝日になる場合、翌営業日となります。
  - ・ 現金払い
  - ・ 事業者が指定する口座への振り込み
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）

## 5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 6 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等（家族・関係者含む）において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

## 7 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的（新入職時含む）に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 8 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 9 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 10 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練（新入職時含む）を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 医療法人社団愛友会では、上尾市内で運営しております訪問看護ステーション4事業所（上尾中央訪問看護ステーション、訪問看護ステーションゆ〜らっぷ、エルサ上尾訪問看護ステーション、あげお愛友の里訪問看護ステーション）で、相互支援に関する連携協定を締結しております。

## 11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

## 1.2 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護サービス事業者賠償責任保険

## 1.3 サービス提供に関する相談、苦情

苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

① 当事業所の訪問看護サービスについてのご相談・苦情を承ります。

<電話番号> 048-776-2922

<FAX> 048-776-2962

<担当者> 山田 直子（管理者）

② その他 当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村の苦情窓口等一覧

埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地 さいたま市中央区大字下落合1704 電話番号 048-824-2568
上尾市役所 高齢介護課	所在地 上尾市本町3-1-1 電話番号 048-775-6473
桶川市役所 高齢介護課	所在地 桶川市泉1-3-28 電話番号 048-786-3211
さいたま市北区役所 高齢介護課	所在地 さいたま市北区宮原町1-852-1 電話番号 048-669-6068
さいたま市西区役所 高齢介護課	所在地 さいたま市西区西大宮3-4-2 電話番号 048-620-2668

（障害福祉サービス対象の方は、以下の苦情窓口も利用できます。）

上尾市役所 障害福祉課	所在地 上尾市本町3-1-1 電話番号 048-775-5122
桶川市役所 障害福祉課	所在地 桶川市泉1-3-28 電話番号 048-786-3211
さいたま市北区役所 支援課 障害福祉係	所在地 さいたま市北区宮原町1-852-1 電話番号 048-669-6062
さいたま市西区役所 支援課 障害福祉係	所在地 さいたま市西区西大宮3-4-2 電話番号 048-620-2662

## 1.4 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、次の業務を行うことができません。

① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

② 利用者以外の家族のためのサービス提供

③ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早  
めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご  
連絡ください。

#### 1.5 その他

当事業所は、看護師・理学療法士・作業療法士等の、学生の臨地実習受け入れ施設  
として協力しております。看護師等の教育の必要性をご理解いただき、ご協力お願い  
いたします。

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事  
項を説明しました。

#### 事業者

所在地 上尾市柏座1-10-10

法人名 医療法人社団愛友会

代表者名 理事長 中村 康彦 印

#### 説明者

事業所名 上尾中央訪問看護ステーション

氏名 山田 直子 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

#### 利用者

住所

氏名 印

#### (代理人)

住所

氏名 印

# 訪問看護ご利用契約書別紙

## 要介護

上尾中央訪問看護ステーションは、お申込のありました

(ご利用者名) \_\_\_\_\_様に対し、訪問看護サービスを提供することを契約いたします。訪問看護につきましては、かかりつけの医師の指示により利用者様の状況・ご要望に応じて看護計画を立案し、すすめさせていただきます。

### 1. 訪問看護実施曜日・時間

<看護>

- (頻度) ( 月 ・ 週 ) \_\_\_\_\_ 回  
 (曜日) 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日  
 (時間) 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分  
 ※90分を超過した場合は要した時間分料金をいただきます

<リハビリ> (理学療法士・作業療法士による訪問)

- (頻度) ( 月 ・ 週 ) \_\_\_\_\_ 回  
 (曜日) 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日  
 (時間) 40分未満 (20分×2回) 40分以上1時間未満 (20分×3回)

※理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が訪問するもので、状態の変化等に合わせ定期的な看護職員の訪問を要します

### 2. 希望される訪問看護サービス内容

- 病状の観察
- 24時間対応サービス
- 医療的処置の実施 (カテーテルの管理・床ずれの処置他)
- 日常生活の看護 (清拭・洗髪・入浴・排泄他)
- 介護相談
- リハビリ (歩行等の動作の安定性獲得、介助量軽減、環境整備など)
- その他

### 3. 利用料

(1) 介護保険 基本利用料

令和 6年 6月 1日 適用  
 地域区分別1単位の単価 上尾市(6級地) 10.42円

区分	基本単位	費用額 10割	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
〈看護師による訪問〉					
訪看I1 20分未満	314	3,271	328	655	982
訪看I2 30分未満	471	4,907	491	982	1,473
訪看I3 30分以上60分未満	823	8,575	858	1,715	2,573
訪看I4 60分以上90分未満	1,128	11,753	1,176	2,351	3,526
〈理学療法士・作業療法士による訪問〉					
訪看I5 1回(20分以上)	294	3,063	307	613	919
訪看I5・2超 1日2回を超えて実施する場合 90/100で算定	265	2,761	277	553	829
サービス提供体制強化加算(I)	6	62	7	13	19

※ 早朝(6時~8時)夜間(18時~22時)は、上記料金の25%を加算する

深夜(22時~6時)は、上記料金の50%を加算する

※ 利用者負担額は、上尾市の地域単価(10.42)を乗じて算出しています。円未満の端数処理の関係で請求額に多少の誤差が生じます

(2) 介護保険 加算利用料 地域区分別1単位の単価 上尾市(6級地) 10.42円

区分	サービス内容等	基本単位	費用額 10割	利用者負担額(円)			
				1割	2割	3割	
初回加算(I) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	350	3,647	365	730	1,095	
初回加算(II) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	300	3,126	313	626	938	
緊急時訪問看護加算(I) (看護業務の負担軽減体制整備あり)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	600	6,252	626	1,251	1,876	
特別管理加算(I)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	5,210	521	1,042	1,563	
特別管理加算(II)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,605	261	521	782	
複数名訪問加算(I)	複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合(1回につき)	30分未満	254	2,646	265	530	794
		30分以上	402	4,188	419	838	1,257
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	3,126	313	626	938	
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回)	600	6,252	626	1,251	1,876	
看護介護職員連携強化加算	訪問介護員等に対し、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように支援を行った場合(1月につき)	250	2,605	261	521	782	
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2,500	26,050	2,605	5,210	7,815	

(3) その他利用料 (介護保険対象外のため全額自己負担(自費))

交通費	事業実施地域内	負担なし
	事業実施地域外	負担あり(※)
90分を超える訪問看護料(特別管理加算対象以外の方)	500円/30分	
死後の処置料	15,000円	

※事業実施地域 上尾市・桶川市・さいたま市北区・さいたま市西区

※実施地域外の交通費 自動車を使用した場合、実施地域を越えた地点から、訪問1回につき

片道2km以上5km未満: 200円、片道5km以上10km未満: 300円の交通費を

いただきます  
 また、駐車スペースがなく有料駐車場を使用する場合は、その実費代金をいただきます

私は訪問看護についての説明を受け、契約内容を確認の上同意し、  
 上尾中央訪問看護ステーションからのサービス提供を受ける契約を結びます。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者住所 代理人住所

氏名

Ⓜ 氏名  
 続柄

Ⓜ

# 訪問看護ご利用契約書別紙

## 要支援

上尾中央訪問看護ステーションは、お申込のありました

（ご利用者名）\_\_\_\_\_様に対し、訪問看護サービスを提供することを契約いたします。訪問看護につきましては、かかりつけの医師の指示により利用者様の状況・ご要望に応じて看護計画を立案し、すすめさせていただきます。

### 1. 訪問看護実施曜日・時間

<看護>

- （頻度）（月・週）\_\_\_\_\_回  
 （曜日）月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日  
 （時間）30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分  
 ※90分を超過した場合は要した時間分料金をいただきます

<リハビリ>（理学療法士・作業療法士による訪問）

- （頻度）（月・週）\_\_\_\_\_回  
 （曜日）月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日  
 （時間）40分未満（20分×2回） 40分以上1時間未満（20分×3回）

※理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が訪問するもので、状態の変化等に合わせ定期的な看護職員の訪問を要します

### 2. 希望される訪問看護サービス内容

- 病状の観察
- 24時間対応サービス
- 医療的処置の実施（カテーテルの管理・床ずれの処置他）
- 日常生活の看護（清拭・洗髪・入浴・排泄他）
- 介護相談
- リハビリ（歩行等の動作の安定性獲得、介助量軽減、環境整備など）
- その他

### 3. 利用料

（1）介護保険 基本利用料

令和 6年 6月 1日 適用  
 地域区分別 1単位の単価 上尾市（6級地）10.42円

区分	基本単位	費用額 10割	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
〈看護師による訪問〉					
予訪看 I 1 20分未満	303	3,157	316	632	948
予訪看 I 2 30分未満	451	4,699	470	940	1,410
予訪看 I 3 30分以上60分未満	794	8,273	828	1,655	2,482
予訪看 I 4 60分以上90分未満	1,090	11,357	1,136	2,272	3,408
〈理学療法士・作業療法士による訪問〉					
予訪看 I 5 1回（20分以上）	284	2,959	296	592	888
予訪看 I 5・2超 1日2回を超えて実施する場合 90/100で算定	142	1,479	148	296	444
サービス提供体制強化加算（I）	6	62	7	13	19

※ 早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）は、上記料金の25%を加算する  
 深夜（22時～6時）は、上記料金の50%を加算する

※ 利用者負担額は、上尾市の地域単価(10.42)を乗じて算出しています。円未満の端数処理の関係で請求額に多少の誤差が生じます

（2）介護保険 加算利用料 地域区分別 1単位の単価 上尾市（6級地）10.42円

区分	サービス内容等	基本単位	費用額 10割	利用者負担額(円)			
				1割	2割	3割	
初回加算（I） （退院日）	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合（1月につき）	350	3,647	365	730	1,095	
初回加算（II） （退院日以降）	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合（1月につき）	300	3,126	313	626	938	
緊急時訪問看護加算（I） <small>（看護業務の負担軽減体制整備あり）</small>	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合（1月につき）	600	6,252	626	1,251	1,876	
特別管理加算（I）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500	5,210	521	1,042	1,563	
特別管理加算（II）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	250	2,605	261	521	782	
複数名訪問加算（I）	複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合（1回につき）	30分未満	254	2,646	265	530	794
		30分以上	402	4,188	419	838	1,257
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300	3,126	313	626	938	
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合（退院・退所につき1回）	600	6,252	626	1,251	1,876	
看護介護職員連携強化加算	訪問介護員等に対し、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように支援を行った場合（1月につき）	250	2,605	261	521	782	

（3）その他利用料（介護保険対象外のため全額自己負担（自費））

交通費	事業実施地域内	負担なし
	事業実施地域外	負担あり（※）
90分を超える訪問看護料（特別管理加算対象以外の方）		500円/30分
死後の処置料		15,000円

※事業実施地域 上尾市・桶川市・さいたま市北区・さいたま市西区

※実施地域外の交通費 自動車を使用した場合、実施地域を越えた地点から、訪問1回につき片道2km以上5km未満：200円、片道5km以上10km未満：300円の交通費をいただきます  
 また、駐車スペースがなく有料駐車場を使用する場合は、その実費代金をいただきます

私は訪問看護についての説明を受け、契約内容を確認の上同意し、  
 上尾中央訪問看護ステーションからのサービス提供を受ける契約を結びます。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者住所 代理人住所

氏名 Ⓜ 氏名 Ⓜ  
 続柄



# 訪問看護ご利用契約書別紙

医療

上尾中央訪問看護ステーションは、お申込のありました

(ご利用者名) \_\_\_\_\_ 様に対し、訪問看護サービスを提供することを  
 契約いたします。訪問看護につきましては、かかりつけの医師の指示により利用者様の  
 状況・ご要望に応じて看護計画を立案し、すすめさせていただきます。

## 1. 訪問看護基本療養費 令和 6年 6月 1日 適用

		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (保健師・看護師による場合)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (理学療法士・作業療法士による場合 ※1)		5,550	555	1,110	1,665	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (保健師・看護師による場合)	同一日に 2人まで	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に 3人以上	週3日目まで	2,780	278	556	834
週4日目以降		3,280	328	656	984	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (理学療法士・作業療法士による場合)	同一日に 2人まで	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
同一日に 3人以上	週3日目まで	2,780	278	556	834	
	週4日目以降	3,280	328	656	984	
訪問看護基本療養費(Ⅲ) ※2		入院中の外泊時	8,500	850	1,700	2,550

## 2. 訪問看護管理療養費

		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初日	従来型	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	管理療養費1	3,000	300	600	900

## 3. 加算など

		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
24時間対応体制加算	月1回	負担軽減取組実施	6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算(Ⅰ) ※3	月1回		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算(Ⅱ) ※4			2,500	250	500	750
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
	1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160
長時間訪問看護加算			5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算	看護師等の 場合(週1日)	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
夜間・早朝訪問看護加算(1回につき)	夜間(18時~22時)		2,100	210	420	630
	早朝(6時~8時)					
深夜訪問看護加算(1回につき)	深夜(22時~翌朝6時)		4,200	420	840	1,260

(続き)

			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき	重症児又は準重症児等	1,800	180	360	540
		上記以外	1,300	130	260	390
退院時共同指導加算	特別管理指導加算		8,000	800	1,600	2,400
			2,000	200	400	600
退院支援指導加算(退院日の訪問時)			6,000	600	1,200	1,800
		長時間にわたる療養上必要な指導の場合	8,400	840	1,680	2,520
緊急訪問看護加算	1日につき	月14日目まで	2,650	265	530	795
		月15日目以降	2,000	200	400	600
在宅患者連携指導加算	月1回		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回		2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算	月1回		2,500	250	500	750
訪問看護ターミナル療養費 1	当該月		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回		50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回		780	78	156	234

## 4. その他利用料 (医療保険対象外のため、全額自己負担(自費))

交通費	事業所より半径2km未満	負担なし
	事業所より半径2km以上5km未満	200円/訪問1回
	事業所より半径5km以上10km未満	300円/訪問1回
	駐車スペースがなく有料駐車場を使用する場合	実費代金
休日料金	土曜(12:30~)・日曜・祝祭日	1,300円/30分
	年末年始(12月30日~1月3日)	
営業時間外料金		1,000円/30分
90分を超える訪問看護料		500円/30分
死後の処置料		15,000円

※1 理学・作業療法士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に

看護職員の代わりに理学・作業療法士が訪問するもので、状態の変化等に合わせ定期的な看護職員の訪問を要する

※2 入院中に1回(厚生労働大臣が定める疾病等の方・特別管理加算該当の方は2回)に限り算定

※3 ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレの使用 ・留置カテーテルの使用

※4 ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理

・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅人工呼吸指導管理

・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理

・人工肛門、人工膀胱の設置 ・真皮を越える褥瘡 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定

私は訪問看護についての説明を受け、契約内容を確認の上同意し、上尾中央訪問看護  
 ステーションからのサービス提供を受ける契約を結びます。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者住所

代理人住所

氏名

Ⓜ

氏名

Ⓜ

続柄